

(様式第1号)

平成30年度第2回芦屋市地域密着型サービス運営委員会 会議録

日 時	平成31年3月28日(木) 15:15~16:00
場 所	芦屋市役所東館3階 大会議室
出 席 者	委員長 石川 久展 委 員 友原 明子, 菅沼 久美子, 多田 直弘, 神田 信治, 成宮 正浩, 加納 多恵子, 田中 航次, 玉木 由美子 欠席委員 土田 陽三, 和田 周郎, 安達 昌宏 事務局 監査指導課 課 長 岡田 きよみ " 係 長 村岡 裕樹 " 主 事 樽本 暁子 高齢介護課 課 長 篠原 隆志 " 係 長 松本 匡史 " 主 事 正好 隆裕 " 主事補 片岡 大気
事 務 局	監査指導課, 高齢介護課
会議の公開	■ 公 開
傍 聴 者 数	0 人

1 開 会

【委員会の成立について】

- ・開始時点で12人中9人の委員の出席により成立

【委員会の傍聴について】

- ・傍聴者なし

2 委員長挨拶

3 議 事

- (1) 地域密着型サービスの平成30年度実地指導結果について
- (2) 地域密着型サービスの平成31年度指定の取扱いについて
- (3) 共生型サービスの条例施行について

4 資 料

事前配布資料

資料1 地域密着型サービス(介護予防を含む)の平成30年度実地指導結果について

資料2 地域密着型サービスの平成31年度指定の取扱いについて

当日配布資料

資料3 共生型サービスについて

5 審議経過

(石川委員長)

それでは、議事(1)の「地域密着型サービスの平成30年度実地指導結果について」事務局より説明をお願いします。

【「地域密着型サービスの平成30年度実地指導結果について」事務局より説明】

(石川委員長)

それでは、何かご質問・ご意見等ありましたら。結構、思ったより文書指摘が多いんですね。8件ですよ、実地指導件数が。これだけ指摘があるということは、結構思っているより多いので、ちょっとびっくりしたんですけど。

(加納委員)

事故というか訴訟も何もなかったから、これで済んだんでしょうけど。

(事務局：岡田)

地域密着型サービス事業所に限らず、残念ながら事故というのは起こりうるんです。それが事件ではなかったということなんです。ただ、実際に事故はありますので、私どもが一番心配し、かつ重点的に見ているのが、人の配置がもし欠けているがために事故が起こっているということはあってはならないことです。人員配置基準はあくまで最低基準ですので、しっかりと守られているかどうかというところで、労務管理についてもかなり細かく見させていただきました。そのため、字面を見ていると、少し細かいという印象を持たれるかもしれませんが、結構な件数が上がってきていたということです。

(加納委員)

1か所でいくつか指摘を受けたというのがあるんでしょうね。

(事務局：岡田)

複数の事業所が同じような指摘を受けています。

(加納委員)

日付なんて根本的な最初のことです。日付が抜けているんですか。

(石川委員長)

本人の同意欄が空白というのは、結構あります。サインがされていないとかね。結構うっかりといますか、最初にサービス提供する段階できちっと本人のニーズを把握するというプロセスがあるんですが、それが多分どこかが抜け落ちたり、忙しいからすっ飛ばしたりするということは、他の事業所でも結構、他の都道府県でもありますよ。軽微とは言えないんですけども、起こりがちですね。あと、人員配置の問題とかも。辞められたら、なかなか補充がきかないとかというのはあります。

(加納委員)

人の配置のことは、これから働き方改革とか色々入ってくると、この辺も微妙に関係してくることが多くなってから、各事業所さん大変でしょうね。その指導というか、チェックというか、それはしてくださらないんですか。

(事務局：篠原)

介護給付費の算定については、高齢介護課職員3人程は、実地指導に監査指導課と必ず一緒に行かせていただいています。加納委員ご指摘のとおり、処遇改善加算について、どういった昇給制度となっているかなどの内容について、従業者に対して説明をしておかないといけないのですが、そういったことがきちりとなされていないような事業所もありましたので、そういった加算要件となっている部分について、きちりとして説明をしていただくことをお伝えしております。また、不適切な場合については、過誤ということで給付費の返還という形を取らせていただくこともありました。

(石川委員長)

よろしいでしょうか。他に何か。

(田中委員)

昨年度あるいは一昨年度と比べて、指摘の数は増えたのか減っているのかということと、内容は重くなっているのか軽くなっているのか、その傾向についてお伺いしたい。

(事務局：村岡)

前年度と今年度の指摘事項の比較というのはしておりませんが、事業所に6年に1回は行くということになっていますので、前年度及び今年度も、指導に行った事業所は全く異なっております。指摘内容については、前年度と同じような指摘がどうしても出てくるということになりますので、今回指摘を行いました事業所については、改善報告によりこちらでもチェックをしております。

(石川委員長)

よろしいですか。他にありますか。

(玉木委員)

役所がたくさん事業所を束ねて、正當に運営できているかどうかを把握されるには、こういうやり方が唯一の方法だとは思いますが、例えば1つの事故が起こった時に、その事故に対してきっちりとした報告書を出すために、私が今でも忘れられない光景があって、歩けない老人が車椅子から立ち上がって、たまたまスタッフがなくて、尻餅をついたんですね。本人は認知症だけれども、とても痛いしびっくりしたと思うんですけども、その事業所では誰も触ってはいけません。決まった人が来て、現場把握をして、状況をよく分かって記録できるくらい見てからしか、その人を助けあげて椅子に戻したらいけないということになっているらしく、しばらくの間みんな周りで見ていたんですけども、誰も助け上げられない、そんな状況が起こってしまっていました。普段スタッフの方は親身になってケアをしてくださるんですね。これは、私はその時は何も知らないんですけども、多分、書類を作るためにこういうことが起きてるんだろうなと思って、違和感があって。本人にしたら、早く誰か助けてほしいし、「痛かったでしょ」と言って欲しかったと思いますし、家族もそうだと思うんですけども。こういうギャップというか、現場でこのようなことが起こっていることもちょっと頭の隅に入れてお仕事していただけたら、家族としては有難いです。

(事務局：松本)

玉木委員が今仰ったような事案は、実地指導とは別に養介護施設従事者等の不適切なケアということで、施設虐待の疑いとして対応させていただくことになっております。虐待というと、大変重たい言葉に聞こえますが、利用者本人の権利が侵害されているような状態につきましても、施設虐待の疑いということで、まずは高齢介護課で確認等をさせていただきまして、必要に応じて監査指導課とも情報を共有し、さらに実地指導・監査の必要があれば一緒に入るという流れになっております。

(石川委員長)

よろしいでしょうか。他にありますか。

(加納委員)

災害時のことなんですけれども、災害時要援護者台帳を民生委員・社協・自治会は持っているんですけど、ここに該当する方は入ってるんですか。入ってないですよ、多分ね。

(田中委員)

入ってないと思います。例外的にはそれがあって、その後入られたという方のケースはあるんでしょうけど。

(加納委員)

在宅でいらっしゃる方は入ってますよね。

(田中委員)

そうですね。

(加納委員)

施設に入所されてる方は入っていないんですね。

(事務局：篠原)

要援護者台帳については、在宅の方ということになります。この資料に載っている事業所については、入所系の施設もあれば、通所系など在宅の施設もあります。在宅の方は、要援護者台帳に普段登録されて、日中にデイサービスに行っている間に災害が起これば、それはデイサービスの事業所で現在作成している災害のマニュアルに基づいて、例えば山手の方の土砂災害警戒区域に入っているようなデイサービスであれば、警報が出た時点で家に送り届けるだとか、地震の際はこの公園に避難するんだとか、そういったことが災害時のマニュアルとして作られています。また、施設においても、それぞれに災害時のマニュアルを作っておられますので、我々は実地指導の中で、そういった防災マニュアルがきちんとして作られていて、災害時に職員の参集がきちんとできているか、またそういった体制が整えられているかどうかというところを確認させていただいております。

(加納委員)

家から施設へ行くその送迎中に災害に遭ったら。施設ですよね。

(事務局：岡田)

サービスの利用中は事業所の責任下です。事業所のマニュアルに沿って、避難行動をしていただくということになります。

(事務局：篠原)

デイサービス利用の時は、基本的には送迎がありますので、送迎中の災害は事業所の責任下で対応することになります。ただ、施設とは言っても、地域と連携してということになりますから、災害時に対して実際福祉避難所になっているような施設もありますので、そういったところで連携は取らせていただくことになると思います。

(加納委員)

福祉避難所は今いくつありますか。

(事務局：篠原)

今16ヶ所くらいになっています。

(加納委員)

それはどのような施設ですか。

(事務局：篠原)

障がいサービスの施設が1ヶ所と、殆どが高齢者の特別養護老人ホームとか、地域密着型の特養の施設となっています。

(石川委員長)

よろしいでしょうか。他にありますか。気になったところとか。

(神田委員)

例えば、指摘内容の従業員の員数というところと関係するかと思いますけども、いろんな施設から従業員の確保が大変だという話を聞いて、地域密着型についても例外なく大変なのかなと思っていますが、実際のところ従業員の確保について、各施設が苦勞されている点であるとか、足りないというところも実際はあるのかなど思ったりもしてんですけど、そこら辺について教えていただければと思います。

(事務局：篠原)

実地指導に行った際にも、実際に人員の確保が難しいという声をお伺いします。派遣の方をお願いするけれども、なかなか派遣の確保も難しいような状況であるということもお伺いしております。

す。新年度4月に新たに採用される職員の方の人数はどれくらいかということもお伺いするんですけども、施設によっても少し差があるのかなと思っております。そういったお声は聞いておりますので、実地指導とは異なりますけれども、市の方ではそういった人材確保の施策ということで考えていけないといけないと思っております。4月以降新たに実施する人材確保の事業も予定しておりますので、そういったところで市と事業所が一体となって取り組みをしていけないといけないと思っております。厳しい状況だとは認識しております。

(菅沼委員)

この人材確保というのは、従事者の方が芦屋市在住というのは、市外から県外から来る方もいらっしゃると思うんですけども、どのくらいの割合なんですか。

(事務局：岡田)

事業所が雇用されることなので、割合は分かりかねますけれども、介護職員は市内や近隣の神戸市東灘区、西宮市の方が比較的多いのかと思います。管理者など職種によっては遠くの方から来ていらっしゃる方もいると思います。割合までは分かりません。

(石川委員長)

よろしいでしょうか。多分、この指摘はなかなか消えないですね。私もずっと見てますけど、この自治体もこういった指摘への指導は起り得ることです。この前、グループホームで体罰とかありましたね。ああいう事件がやっぱり起こって、虐待問題が子供だけじゃなくて高齢者も取り上げられているので、特にグループホームみたいなある意味では、閉ざされた部分があるところは気を付けないとダメだと思いますので、実地指導の方もきちっとよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、よろしいでしょうか。2つ目ですね「地域密着型サービスの平成31年度指定の取扱いについて」事務局より説明をお願いします。

【「地域密着型サービスの平成31年度指定の取扱いについて」事務局より説明】

(石川委員長)

来年度の予定ですね、委員会が3回。要は、この地域密着型の場合は、新規指定ですね。新規をする、あるいは報告の内容でそれに合わせて3回ということになっていきますけど、何かご意見ありますか。新規の指定申請がない場合はこれより少なくなることはあり得るということですね。

(事務局：村岡)

はい。

(石川委員長)

一応、7月・11月・3月で予定しているということです。何かご意見等ありましたら。一応7月は私が空いているのが18日なので、これから調整しますが、その辺りになるかということになります。よろしいでしょうか。開催は、年3回あるいはそれ以下ということですね。それでなければそういうことで、基本的には3回ということでした承したということになります。では、3つ目ですね「共生型サービスの条例施行について」事務局より説明をお願いします。

【「共生型サービスの条例施行について」事務局より説明】

(石川委員長)

よろしいですか。昔から言われていたことで、障がい者の方が65歳になったら介護保険に移行して、サービスが異なってくるわけですね。前のままだったら、違う介護保険の事業所に行かなければならなかったけど、何十年も前からそういうことは介護保険ができる前から言われてはいたんで

すね、縦割り式のところで。介護保険、もうちょっときっちり共生型ということなので、柔軟に運営しようということだと思うんですけども。メインは障がい者の方ですね。障がい者の方が、結構若い時になる方が多いので、そのまま65歳に達した時に使い慣れたサービスをそのまま使えるようにしようという趣旨の法改正ですね、条例改正になりますか。何かご質問とか。

(加納委員)

そしたら65歳の壁はもうなくなった。

(石川委員長)

なくなったというか介護保険サービスですけども、サービスは変わるんです。ただ、使える施設はそのまま。つまり、例えば障がいの事業所が介護保険の事業所として、普通は指定されないとだめなんですね。だから、指定という言葉がほとんどの事業所についてるんですけど、それが取りやすくなる。指定はされるんですよ。

(事務局：岡田)

はい。特例という形で、共生型サービスの指定を受けるんです。その指定が手続上、従来よりも簡単に、共生型の指定を受けられるということなんです。

(石川委員長)

いろいろ設置基準があるんですよ。部屋がどれくらいとか、廊下がどれくらいとかね。

(事務局：篠原)

実際には、芦屋市ではこれを作ったばかりですので、今のところ指定をする事業所はないんですけども、もしそういった申請があって、それが地域密着型サービスであればこの場で議論いただくこととなります。そういった際には、議論としてはやはり今まで障がいのサービス事業所であったところが、高齢の地域密着型サービスも実施するわけですので、質の確保であったりだとか、人員についても、一定緩和されるわけですけども、そういった中で提供体制が確保できるかというところをきっちり見させていただく必要があるのかなと思っております。

(多田委員)

素人考えなんですけど、その障がい者施設でサービスを受けてた方が、やっぱり専門職がいる介護施設の方がいいという考えもあるわけですよ。そういった場合は、移ればいいわけですね。

(石川委員長)

施設というか、事業所の数からいうと圧倒的に高齢者が多いので。障がいのある方で、例えばダウン症の方は昔は高齢者になる前に亡くなっていた方が多かったのですが、医学の進歩などで今高齢化して、認知症の問題とか出てきてるんですね。そうすると、ちょっと独特という風に言われるんですけども、ダウン症で認知症の方。そういう場合も割とダウン症の知識があって、ずっと住み慣れた使い慣れた事業所の方がご本人にとっては安心しますよね。認知症の方は元々、環境が変化すると不安になるんですけども、それから考えてもそういう施設が、共生型があった方がいいと。

(多田委員)

本人の希望としては、選択肢が多ければ多いほど良いということになりますね。

(石川委員長)

でも、これを見ると逆もあり得るという前提なんですよ。

(事務局：岡田)

はい。介護保険の事業所が共生型の指定申請をする場合もあります。

(石川委員長)

実際はあまりないと思うんですけども。

(玉木委員)

例えば、人気のある障がい者のデイサービスで、65歳になった方は老人の方に移られるから、そ

うしたら成長してきた障がいのある子供が成人になって、そこを利用できるようになるっていう順番だったと思うんですけど、そこがずっと年を取ってからもいる方には幸いなんですけど、その慣れたところにずっと年を取ってもいらっしゃるということになると、障がいを持って成長してきた人たちが行く場所も限られてくるということは起こらないんですか。

(事務局：岡田)

事業所がその申請をするかどうかです。事業所の体制とか、どれくらいの受け入れ人数が可能なのかということをお勧めされて。市が条例を作ったのは、機会を設けるということです。申請するかどうかは、事業所の判断になります。仰っしゃるように、慣れたところにずっといるということは、利用者の方にとっては良いことですが、定員枠というのがあるので、その方がずっとおられたら、その枠はずっと埋まったままということは起こり得る話だと思います。

(神田委員)

実際のところは、その障がいのサービスをされている事業所さんが、利用者さんが65歳に到達して、その方が介護保険に移行するかどうかというところで、申請されるかどうかということだとは思いますが、実際に芦屋市内の障がいの事業所さんで、共生型をしようかなという声であったりとか、そういったお話というのは。今日は障がいの担当課の方がいらっしゃらないんですけど、そういった動きがあるのかなと思ひまして。

(事務局：篠原)

相談としては、まだ実際のところは事業所からはない状況です。兵庫県下でも本当に数か所で、まだ始まったばかりだと聞いております。事業所としての負担は、人員は基準緩和されるわけですが、障がい福祉サービスと介護保険サービスの両方の請求をしないとイケないとか、両方のそれぞれの重要事項説明書を作らないとイケないとか、介護保険事業の方はケアマネジャーのサービス担当者会議をしなければならないなどの事業所の側の負担が増えるということもありますので、事業所はその点を踏まえつつ、地域共生社会の推進という視点とあわせて、判断されていくのかなと思ひております。

(加納委員)

悩んでいらっしゃる事業者もあるようです。相談受けるんですよ。

(石川委員長)

現場と言いますか、障がいの研究者の友人は、例えば特養も欲しいとかね、障がい者の。やっぱり独特のニーズがあるということはずっと言われてきたんで、ようやくそれが広まりつつあって、ただまだ慣れていないというか、全体がよく分かってないので。まだ、実際には移ってないと思うんですけど、そういう話はもう昔からあります。

(事務局：篠原)

市としては、周知啓発や事業所から相談があれば、手続の面でサポートしていけたらいいとは思ひております。ただ、事業所としての負担の部分もご説明しますし、質の確保というところをお願いしないといけないと思ひています。

(加納委員)

利用者の高齢化は、もうすごくなってきますよね、どんどんと。

(石川委員長)

職員も大変ですよ。その研修を受けなければならないでしょうから、どっちにしてもね。今は実は障がいもだんだん境目がなくなってきて、高齢者と障がい者一緒にやっているところも結構あるので、だんだんなくなりつつあると思ひます。一体で、人の人生を全体で見ようというような話になっている、年齢で分けるのではなくてというのは。それはもう結構進んでるのでよろしいでしょうか。これからですね、もしかしたら、この委員会に障がい担当の職員が来ることもあるかもしれない、施設も含

めてということだと思しますので、その時はよろしく願いますということです。

(玉木委員)

障がいの方のグループホームは、この共生型サービスは、まだ検討されないんですか。

(事務局：松本)

そうですね。訪問介護、通所介護、短期入所というものが介護と障がいの両方ありますので、引き続き使いたいというニーズに繋がりやすいということで、このようなことになっております。

(石川委員長)

将来どうなるか分かりません。まだ、現段階でこれですね。よろしいでしょうか。それでは、他にないようでしたら、これをもちまして第2回芦屋市地域密着型サービス運営委員会を閉会いたします。どうも、ありがとうございました。

閉会